第十条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第十五条　研究所に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　研究所に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の研究所の概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに研究所への出向者の数

二　財務諸表の要約

三　財務情報

イ　財務諸表に記載された事項の概要

ロ　重要な施設等の整備等の状況

ハ　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

四　事業に関する説明

イ　財源の内訳

ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

3　事業報告書には、通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条に規定する年度計画に記載されたセグメント（研究所を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

第九条の三を第十三条とし、第九条の二を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条を第十条とする。

第五条から第七条までを削る。

第四条第一項中「通則法第三十一条第一項の」を削り、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「第三十一条第一項後段」を「第三十五条の八の規定により読み替えて準用する通則法第三十一条第一項後段」に、「年度計画を変更」を「年度計画の変更を」に改め、同条を第九条とする。

第三条の見出しを「（中長期計画に定める業務運営に関する事項）」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の五第二項第八号」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（業務実績等報告書）

第七条　研究所に係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中長期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 ニ　当該事業年度の属する中長期目標の期間における当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該項目が通則法第三十五条の四第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について研究所が評価を行った結果。なお、当該評価を行ったハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
中長期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	中長期計画に定めた項目	一　中長期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものでなければならない。 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報。 二　当該項目が通則法第三十五条の四第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について研究所が評価を行った結果。なお、当該評価を行ったハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況